

非営利
市民活動団体のあ
かさたな

発行 (一般社団法人) 空の下おもてなし工房

文責 山崎 学

このブックレット*は、市民活動を始めたばかりのみなさんや少し時間が経ってこれからのことを考えられている方々に、「あかさたなはまやらわ」の10カ条で市民活動のノウハウや役に立つ情報などを分かりやすく提供し、少しでもみなさんの活動の参考にしていただければとの趣旨で発行するものです。ブックレットの体裁にして、エッセンスを的確にわかりやすくをモットーに編集しました。

*「ブックレット」小冊子のこと。版型は小さく、表紙があり、文字量が比較的少なく、
廉価である。内容は多岐にわたる。 [ブリタニカ国際大百科事典]

目次	1 「非営利市民活動団体」の定義	P 2 ~ P 5
	2 非営利市民活動団体のあかさたな	
	(1) あ 「あつい想いが活動の原点」	P 5 ~ P 6
	(2) か 「隗（かい）より始めよ」	P 6 ~ P 10
	(3) さ 「財布の中身」	P 10 ~ P 12
	(4) た 「達成感と自己実現、人との出会いがご褒美」	P 12 ~ P 13
	(5) な 「名もなきヒーロー目指して、仲間を信じて活動する」	P 14 ~ P 15
	(6) は 「バトンタッチは10歳下で充分」	P 15
	(7) ま 「マンネリを恐れるな、マンネリも100年経てば伝統になる」	P 15 ~ P 16
	(8) や 「やってみせれば行政はついてくる」	P 16 ~ P 17
	(9) ら 「楽もなければ、苦もなし」	P 17
	(10) わ 「ワイドな活動のために法人化を考える」	P 17 ~ P 18
	3 参考資料	
	(1) 非営利法人比較表	P 19 ~ P 20
	(2) 公益法人・認定NPO法人認定要件	P 20
	(3) NPO、ボランティアの実態	
	・ボランティア人数の現況及び推移	P 21
	・ボランティア団体数の推移	P 21
	・NPO法人数の推移	P 21
	・一般社団法人登記数の推移	P 22
	・NPO法人の主な活動分野割合(認定NPO法人含む)	P 22
	・ボランティア活動に参加した分野	P 23
	・NPO法人の抱える課題	P 23
	・NPO法人の特定非営利活動事業の収益額	P 23
	(4) 非営利市民活動の経緯	P 24

1 「非営利市民活動団体」の定義

はじめに、このブックレットで対象とする団体の定義をしておきます。いろいろな言い方があると思いますが、このブックレットで扱う団体を「非営利市民活動団体」とし、次のように定義します。

「政治・宗教以外の公共の利益に寄与する活動を行う、市民が主体で自ら運営する非営利団体」

政治・宗教以外の・・・ご存知の通り NPO 法人が政治・宗教活動を主目的にすることはできません。

特に認定 NPO 法人では、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行っていないことが認定要件になっています。一方で、一般社団・財団法人及び公益法人ではこのような規定はありません。このブックレットは NPO 法人も当然対象にしますので、NPO 法の考えに沿って、政治・宗教活動を主目的とする団体は扱わないことにします。

*[NPO 法] 第二条 2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

公共の利益に寄与する・・・「公共」は、英語の「public」を翻訳した言葉だそうです。ここでは、(私や個ではなく)社会一般に関することという意味で使わせてもらいます。その社会一般の利益になんらかの役に立つことを行う団体ということになります。

『公共』社会一般。おおよげ。また、社会全体あるいは国や公共団体がそれにかかわること。「公共の建物」
[デジタル大辞泉]

活動を行う・・・当たり前ですが、活動とは生き活きと動くと書きます。元気に動いている団体のみなさんを念頭に置いています。

市民が主体で・・・「市民」はボランティア精神を持った住民という意味を込めました。団体には、個人資格であればいろいろなセクターの市民が参加してもいいと思いますし、他の法人が入っても良いのですが、あくまでも、その団体は「市民」が主体で構成されていなければと思います。

自ら運営する・・・組織の構成主体と同様に「運営」も、どこからも独立し、だれの支配も受けず、市民自らが行うことが大事です。

非営利・・・いまだに誤解が多いのが、この「非営利」という言葉です。ボランティア団体なのに参加者からお金を取ってもいいのか、とか、団体が収益をあげたらその収益をどうするのか、という言葉はよく聞きます。我々の仲間の中でさえも言葉にしなくても心理的抵抗があるのも事実です。しかし、そう

いう状況だからこそ、あえて、今ではそういった考えは間違いですと言いたいのです。

非営利団体が団体を維持するための事務費に当てる、あるいはイベント活動を継続実施するための費用とする、より豊かな活動を行うために収益を上げる事業を行うなどのことは、今や特別なことではないのです。

日本NPOセンターのHPに「NPO」の定義が書いてありますが、その中で「非営利」とは利益を上げてはいけないという意味ではなく、利益があがっても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てること、とあります。その通りですので参考にしてください。

*[日本NPOセンター HP]

‘NPO’は、‘Nonprofit Organization’の略で、直訳すると「非営利組織」となりますが、意味を正確に伝えるためには、「民間非営利組織」と訳するのがよいでしょう。

・「民間」とは「政府の支配に属さないこと」
 ・「非営利」とは利益を上げてはいけないという意味ではなく、利益があがっても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てること

・「組織」とは「社会に対して責任ある体制で継続的に存在する人の集まり」

*[『米国の「**非営利セクター**」入門』（レスター・M・サラモン著ーダイヤモンド社1994刊）]

非営利セクターに固有な6つの特徴（政治団体・宗教団体を除く）。

- ・公式に設立されたもの：未法人化団体も含む
- ・民間：政府機構の一部でない、役人の統制下でない
- ・利益配分をしない：組織所有者
- ・創立者等に非配分
- ・自主管理：外部団体によって管理されない
- ・有志によるもの：有志による自発的参加
- ・公益のためのもの：公共の利益に寄与する

団体・・・NPOは‘Nonprofit Organization’の略で、直訳すると非営利組織となりますが、「組織」は組織化という言葉もあり、かなり整備された印象を受けます。ここでは、最初の段階の集まりから対象にしたいという思いで「団体」としました。

*参考 [公益セクター（公益法人協会HP）]

・・・国や地方自治体など公的組織のことを第一セクター、企業組織は第二セクター、そして非営利組織のことを“サードセクター（第三セクター）”とよびます。最近では、非営利組織をまとめて、非営利セクター（non-profit sector）、あるいは、市民社会組織(civil society organizations)とよぶこともあります。

「公益セクター」とは、サードセクターのうち、・・・公益型の非営利組織のことをさします。具体的には、公益社団・財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、学校法人・社会福祉法人等特別法に基づく公益型法人、法人格を持たない団体（自治会・町内会等地縁団体、ボランティア団体等）といった民間非営利組織のことです。一般社団・財団法人も公益活動を目的とするものは、これに含まれます。医療法人や協同組合については、公益セクターに含まれないとの考え方もあります。また、公益的な活動を主な目的とする営利組織からなる、いわゆる社会的企業も公益セクターにふくめられることもあります。

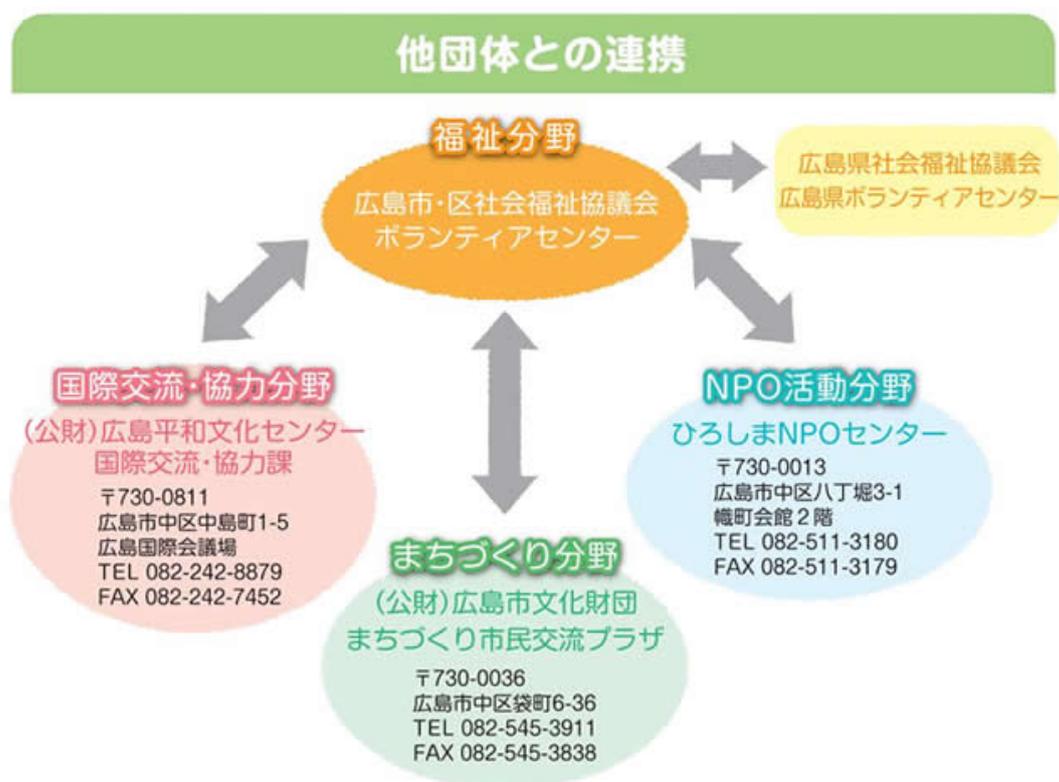
この定義ではNPO法人も一般社団法人も法人化されていない任意のものも含むボランティア団体もこ

のブックレットの対象です。これらはどれも重要な役割を果たしているのですが、日本では法律も所轄官庁も支援団体も別々になっていて、市民活動全体をまとめた統計や考え方の整理が進んでいない面がありますので、このあたりは注意が必要だと思います。

	所管庁	根拠法	支援団体
NPO法人	内閣府	特定非営利活動促進法(以下、「NPO法」という) (1998年12月施行)	NPOセンター
一般法人	法務省	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、 一般法人法という) (2008年12月施行)	ー
公益法人	内閣府	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (以下、公益法人法という) (2008年12月施行)	(公益財団法人公益法人 協会)
ボラン ティア	厚生労働省	社会福祉法・社会教育法など	ボランティアセンター (社会福祉協議会内)

*参考

広島市社協ボランティアセンターHP



***参考：広島市の支援制度 広島市HPより**

・物に関する支援

『合人社ウェンディひと・まちプラザ』 フリースペース、情報資料・展示コーナー、館外貸出備品など

『市民局市民活動推進課』 市民活動団体の事務所などとして利用できる活動拠点を提供

『各区役所まちづくり支援センター』 マイク・アンプセット、ハンズフリー拡声器などを無償で貸出

・資金に関する支援

『公益信託広島市まちづくり活動支援基金（ふむふむ）による助成事業』

((財)広島市ひと・まちネットワーク事務局

公募・公開審査により市民活動団体などへのまちづくり活動資金を助成します。

『広島市中小企業融資制度』（経済観光局産業振興部ものづくり支援課）

NPO法人（特定非営利活動法人）に対し、事業資金を低利で貸付けます。

『市民活動保険制度』（市民局市民活動推進課） 市民活動中の傷害・損害賠償事故に対する保険制度

『区の魅力と活力向上推進事業補助金制度』（各区役所まちづくり支援センター）

区役所が設定したテーマ等に基づき、対象団体が主体的かつ継続的に取り組むまちづくり活動を募集し、選考された事業に補助金を交付します。

『“まるごと元気”住宅団地活性化補助事業』（企画総務局企画調整部 政策企画課 コミュニティ再生担当）

住宅団地の活性化を図るため、地域団体（町内会・自治会、地区社会福祉協議会）が主体的・継続的に行う住宅団地の活性化に資する取組を支援

・その他：社会福祉協議会 ボランティアグループ初期活動助成金、ボランティア 保険 / 中国建設弘済会 地域づくり等助成事業 / ひろしまNPOセンター ひろしまNPOサポート倶楽部、ろうきんNPO 寄付システム運営など

2 非営利市民活動団体のあかさたな

(1) あ 「あつい想いが活動の原点」

みなさんはすでにボランティアや団体で活動をされているわけですが、最初にボランティアに行ってみようとか、自分で何かをやってみようと思われた時に、なぜそんな気持ちになったのかを、今一度、振り返って確認してみてもいいでしょうか。

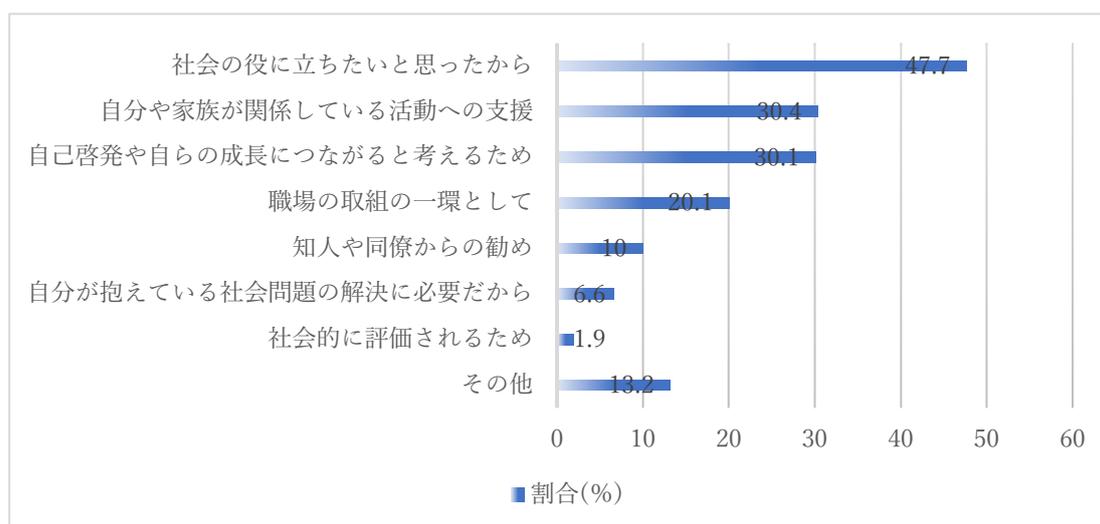
実は最初から、私の思いはこうだから、こういうことをしたい、だから私はこの活動に参加すると整理した上で行動する人は少ないと思います。何か、整理はできないけれど行こうと思うんだ、とかよくわからないんだけど参加したいんだと言われる方が多いと思います。ですから、一度振り返って、自分がやってみよう、参加しようと思ったのは、本当はどんな思いからだっただろう、と少し冷静に整理し、確認しておくことは意味があることだと思うのです。

原点 = 出発点+活動のエネルギー源 = モチベーション

お金でもない、社会的地位でもない。でも何か自分もやってみたいと思った気持ち、言い方を変えれば、困っている人を手助けするような自分になりたい、社会貢献をする自分でありたいと思う、その最初の『想い』、初心こそが活動の原点なのです。ここで言う原点とは出発点であり、活動を続けるためのエネルギー源、モチベーションという二つの意味があります。

活動は自分の”想い”を実現していく過程、なりたい自分になっていく過程です。これは自分自身を、自分の生活をデザインすることだとも言えるのです。活動されている方は今まさに自分をデザインしている方なのです。しかし、問題なのはその原点を持ち続けることができるかということです。初心に帰ると言う言葉がありますが、迷った時、活動に疲れた時に初心に帰ってみると言うことが大事だと思います。そのためにも、一度をあの時のことを振り返り、自分の思いを確認しておくといいと思います。

- ・ **ボランティア参加理由** (n=622) ※対象:平成 27 年にボランティア活動を「したことがある」と回答した人
市民の社会貢献に関する実態調査報告書 H 28 年度 内閣府



(2) か 「隗(かい)より始めよ」

この言葉は[三省堂 大辞林 第三版]によると、『戦国策 燕策』にある郭隗(かくかい)の故事で、隗が燕の昭王に、賢臣を求めらるならまず自分のようなつまらない者を登用せよ、そうすれば賢臣が次々に集まって来るだろうと言ったということから、① 遠大なことをするには、手近なことから始めよ 転じて② 事を始めるにはまず自分自身が着手せよ という意味だそうです。この二つのことは我々が社会の役に立つ何かを始めようとする時にも示唆に富んだ言葉だと思います。

① 遠大なことをするには、手近なことから始めよ

最初から未来を見通すこと、あるいは全てのプログラミングを行うことは不可能です。可能なのは、なんらかの見こみか目論見を持つことではないでしょうか。また大事なのは何をやるかというよりも、滅多なことでは変えなくても良い基本の考え方=コンセプトを持つことだと思います。それさえあれ

ば、着手は手近で、始めやすい、みんなが参加しやすいことから始めれば良いでしょう。

また、これこれの条件が整ったとか、十分議論や検討をした上で始めます、で活動が始まったためしはありません。リタイアしたらいろいろと始めるぞ、と思われている方がたくさんおられますが、そのためには現役の時から何らかの形で始めた方が良いと思います。

事例紹介 清掃から始めた活動 ～滋賀県近江八幡市 「八幡堀を守る会」

近江八幡市は近江商人発祥の地と言われます。豊臣秀次が八幡山に城を構え、楽市楽座を実施し、琵琶湖と城下を結ぶ八幡堀運河をつくり、琵琶湖上の船を城下に寄港させたことで発展しました。

近江八幡の発展を支え、町の風景にもなっていた八幡堀も舟運の衰退や高度成長期の都市基盤整備、琵琶湖の汚染などにより昭和30年代以降、市民に忘れられた存在となり、汚染が進み公害源となってきました。昭和40年代には堆積したヘドロが深さ1.8m、総量で5万㎡にもなり、地元自治会からは埋立てを行い駐車場や公園等への改修を求める改修要望が出されました。

以下は、近江八幡観光物産協会HPより抜粋です。「・・・そのような状況の中、昭和47年に近江八幡青年会議所は、「堀は埋めた瞬間から後悔が始まる」を合い言葉に全市民へ浚渫と復元を呼びかけました。これは、「観光目的ではなく、今現在、我々が存在するのも八幡堀があったからであり、まちの歴史が詰まった堀を守らなければならない」と言う思いからでした。しかし、埋め立ての予算は既に国によって計上されており、市民も1日も早い改修を望んでいるような状況の中では、保存運動はいわば孤立状態を招きました。

このような中で、青年会議所は昭和50年に「死に甲斐のあるまち」をまちづくりのコンセプトにした新たな運動を展開します。これは、働き甲斐のある場所や生き甲斐のある場所は数カ所あっても、どんな人間でも死ぬ場所はひとつしかなく、人が死を迎えるに当たりこの町で生涯を終えることに後悔しないような町に、と言う意味です。

青年会議所は県土木事務所等との折衝を続ける中で、毎週日曜日に会員自らが八幡堀へ入り自主清掃を始めます。当初は、清掃作業を横目にヤジを飛ばす人やゴミを捨てていく人も存在する中、めげることなく活動を続ける彼らに、やがて市民の目も変化してきました。この活動はいつの日か近江八幡市の誇りを取り戻す事業として共感の輪が広がり始めました。昭和50年9月になり、ついに滋賀県は進みかけていた改修工事を中止、国にその予算を返上することになりました。・・・まさに「八幡堀」は近江八幡のまちづくりのシンボル、また観光客の訪ねたい場所として風情ある風景を取り戻しました。

保存運動の取り組みから約30年、今日では下水道化も進み市民の環境に関する考え方も変わってきました。しかしながら、この熱意ある運動が過去の出来事になってしまわないよう、今後の取り組みが問われています。」。今では昭和63年に発足した「八幡堀を守る会」が堀の景観の維持発展と水質向上に努め、様々なまちづくり活動を行っています。



- ・昭和40年代,八幡堀に堆積したヘドロは1.8m、総量5万m³、蚊やハエの発生源,不法投棄の場所となり,地元は衛生的観点から駐車場や公園等への改修要望を市に提出
- ・昭和47年に近江八幡青年会議所が「堀は埋めた瞬間から後悔が始まる」を合い言葉に浚渫と復元を呼びかけました。
- ・観光目的ではなく、今現在、我々が存在するのも八幡堀があったからであり、まちの歴史が詰まった堀を守らなければならないという思い。
- ・青年会議所は県土木事務所等との折衝を続ける中で、毎週日曜日に会員自らが八幡堀へ入り自主清掃を始めます。
- ・清掃作業を横目にヤジを飛ばしたりゴミを捨てる人もあったが、めげることなく活動を続ける彼らにやがて市民の目も変化した。
- ・昭和50年9月、滋賀県は改修工事を中止、国に予算を返上した。
- ・今では「八幡堀を守る会」が堀の景観の維持発展と水質向上に努め様々な活動を行っている。



[2019年行事日程]
 6月1日「藻の除去作業」
 6月2日「八幡学区まち作り協議会八幡堀清掃作業」
 6月9日(日)「第11回八幡堀花しょうぶ茶会」
 7月15日(月)「第18回親子さかなつり大会」
 10月上旬[八幡堀祭り]協賛



② 事を始めるにはまず自分自身が着手せよ

何かを始める時に、見込みをつける、目論見を持つことが大事ですが、どちらにしてもリスクが伴うものです。事前に検討できることはせいぜい60%ではないでしょうか。おおよその見当をつけたら腹を括って、できることから始めるべきだと思います。その、腹を括る時のポイントは自分で責任が取れる範囲かどうかということです。

始めなければ始まらない

よく、意見を言ったり、どこかの委員になって行政に何かをやらせたいと思われる方がおられます。自分の活動なのに、最終的には誰かにやらせるということで、これも一つの活動だと言えないことはないのですが、なんだかストレートではない。自ら生き活きと動くという感じがしません。活動というよりも、これは「運動」と言ったほうが良いのです。

事例紹介のNPO法人雁木組の主な活動は、自分たちで船を所有し、船長さんを雇い、「雁木」という昔からある階段状の船着場を使って川の水上新タクシー運航を行うというものです。もちろん乗船料はいただいています。川の舟運活動も従来であれば役所に意見具申をして、公共機関として舟運をやりなさいと言うか、そうでなければ棧橋をまず造れ、船の運航は自分たちでするので、棧橋を自分たちに自由に使用せろと言って運動をすることから始めることがほとんどです。そんな運動をするのはどうも消化不良に思えます。広島に舟運が必要だということであればまず自分たちが始めることを考えることが重要です。船の運航事業など素人のNPOができそうにない気がすると思いますが、やる気になれば我々市民は大抵のことはできると思っています。活動は、自分が始めなければ何も始まらないのです。

一方で、何かを始める際も将来的な目標に対する戦略を持つことが大切です。広島舟運も、通勤に使えるか、駅前からそのまま瀬戸内海に出られないか、定期航路(何時何分どこどこ発と決めて発着さ

せること)で運航できないかなど、やりたい目標はあるのです。ですが、毎日潮の満ち引きで水位が2～3m程度変化し雁木への着岸ができなくなる時間帯がかなりあるという、この地域独特の自然条件では、いきなりこれらにチャレンジすることは困難です。だからやらないのではなくて、できないことはできないが、できるところからまず初めて、データを集めたり、課題を確認し、実現の方法を考えることが大事なのです。できるところからまず初めてみるということは重要な戦略なのです。雁木組もいろいろな方から、通勤に使っていない、定期運行をしていないと当初からよく批判されました。今でもそう思っている方がおられます。これらは、現実を何も考えない、実現の検討を自らしていない、戦略を考えない批判だと思っています。これらの検討をして、その方法が分かってから始める、というのはやはり間違いです。それでは何も始まらない。始めて初めてわかる課題があるのです。結論的には、我々の、まずやってみるという行動は正しかったと思います。始めなければ始まらないのです。

事例紹介 行政にやらせようではなく、まず自分たちが始めた活動 ～広島市 「NPO 法人雁木組」

*HP 参照 <http://www.gangi.jp/>

「NPO 法人雁木組」は筆者が副理事長を務めているのですが、主な活動は、自分たちで船を所有し、船長さんを雇い、「雁木」という昔からある階段状の船着場を使って川の水上新タクシー運航を行うというものです。これがうまくいくかどうかは、いくら考えても分かりませんでした。本当はフィージビリティスタディをきちんとやってから始めるべきです。しかし、広島での水上新タクシー運航については、地域的な要因や固有の自然条件があり、同じ形式での実施事例もないことから、スタディすること自体が難しかったのです。また、船の運航事業は、他都市の事例を調べても収支が良くないの目に見えていました。そこで、始めるにあたっては、従業員を雇うのではなくボランティアスタッフで、船長さん契約も報酬は売り上げの何割程度ということでほとんどボランティア精神で進めることにしました。そして、こういう体制であれば事故の際の保証は保険で処理するとして、万一上手くいかなくても責任を取れる範囲内だろうとたかを括り、腹を括ることができたのです。

③ 会より始めよ

ボランティアとして自分だけで活動すると決めている方は別にして、社会に貢献する何かを始めようとする時にはまず一緒に活動する仲間を見つけることが肝心です。何しろ一人でできることは限られる。それに比べて、しなければいけないことはたくさんあるからです。

例えば水上新タクシー運航は一人では当然できません。いろいろな役割を分担する人が必要です。活動するにはお金がかかり、その手当てや帳面付をしなくてははいけません。船長さんのほか、陸上で船の離着岸のフォローやお客様の対応をする人も必要です。ホームページの管理や届け出、対外的な対応をする人など管理部門の人間も要ります。社会貢献活動も会社や団体と同じ役割をする人が必要なのです。また、運営も同様です。普通の会社や団体の運営と同じようにマネジメントする必要があります。

もちろん一人でできるぐらいの活動もあるのですが、一人だと楽しくないですね。まずは3人を目標に仲間を探してはどうでしょうか。そして、会=団体を立ち上げて始めることが良いと思います。そうすることで活動の幅がきっと広がると思います。

(3) さ 「財布の中身」

団体を運営する際の財布の中身はどうなっているのでしょうか。通常は以下のような区別になります。

会費 **寄付/賛助会費/協賛金** **補助金/助成金** **事業収益** **その他(バザーなど)**

会費 会を運営するにあたって基本となるのは会費です。自分たちの会は自分たちがお金を出し合って運営するという精神です。ただ、会費だけで費用を全てまかなうとなると高い会費を払って運営することになり、これも常識を外れることになります。その他の収入を得る方法を考えることが必要です。

寄付/賛助会費/協賛金 これらは名前は違っていますが、法律上は寄付に該当します。賛助会員と会員の違いは総会での議決権を有するかどうかという点です。議決権を有する会員はNPO法、一般法人法でいうところの「社員」に該当します。

雁木組では60名程度の賛助会員さんに会費という形の寄付を毎年いただいています。賛助会員としたのは、単なる寄付よりも、団体の一員であるという意識をより強く持ってもらうことができ、自分も賛助会員という形で社会貢献活動に参加しているという参加意識を持ってもらうことができます。これはとても大切なことで、単にお金をくださいではなく、あなたも我々の一員になって社会貢献活動に参加してくださいという勧誘の仕方をします。こんなお誘いをして賛助会員になっていただくと、一度きりではなく、毎年支援してくださるようになります。

「協賛金」は、強いて言えば、あるイベントに協賛して寄付をするという場合に使っています。ポップラ劇場市民野外上映会では毎回全体収入の3割程度の協賛金をいただいています。会社や個人事業主、個人の方に支援していただいています。

寄付の場合は趣意書を書いて寄付募集を行い報告もします。賛助会費も報告も兼ねたお願い文を書き、協賛金であれば企画書を書いて協賛金募集をし、終わった後に報告書を兼ねたお礼文を送ります。

補助金/助成金 行政や民間などで様々な制度があります。大きな額のものもあり助かるのですが、長い間ずっとあてにできるかというところではありません。ある団体、個人の意志や考え方の変化があったり、もともとの趣旨に合わなくなったりすると打ち切りということになります。そういう意味では、**補助金はもらっても良いが、頼るな！**

と言わざるを得ません。また、補助金、助成金の原資は様々ですが、行政関係のものは結局は税金です。会費や寄付等はお金を出す人が使い道を明確に意識しているのに比べ、税金はこの補助金に充当すると決まっているわけではありません。その意味では会費や寄付等の方がクリアーだと言えます。

事業収益 この事業収益の項目が皆さんが一番違和感を感じられるものではないかと思います。公共の利益に寄与する活動を行うのになぜ事業を行うのか、事業を行うことが目的ではないと思われると思いま

す。わかりやすいのは雁木組の活動ではないでしょうか。雁木組は、雁木を使って乗り降りをする舟運を広島町に取り戻し、広島の魅力を伝え、観光に貢献し、広島の文化遺産と言っても良い雁木を使いながら残していくという活動を行うことを目的にしています。

その本来の活動を継続して行うためには収益が必要です。毎年乗船料収入が250万円から300万円になりますが、スタッフは無給で、船長さんへの手当を払い、ガソリン代、保険料、係船料など必要経費などの支払いに当てると、少しずつの赤字決算になっています。乗船料収入なしにこの活動を継続していくことは困難です。そのため、当初から事業として取り組んでいます。活動自体が事業化しないと継続することができないため事業として取り組んでいるのです。料金をいただくことは悪いことではなく、むしろ必要なことだと思います。

同じように（一社）空の下おもてなし工房では当初から出版事業を行うことにしています。市民活動やまちづくりに役に立つ本を出版することを目的の一つにしており、すでに「ひろしま地歴ウォーク」という本を出版しています。これも価格設定をし、本屋さんの店頭にも置いてもらい販売しています。

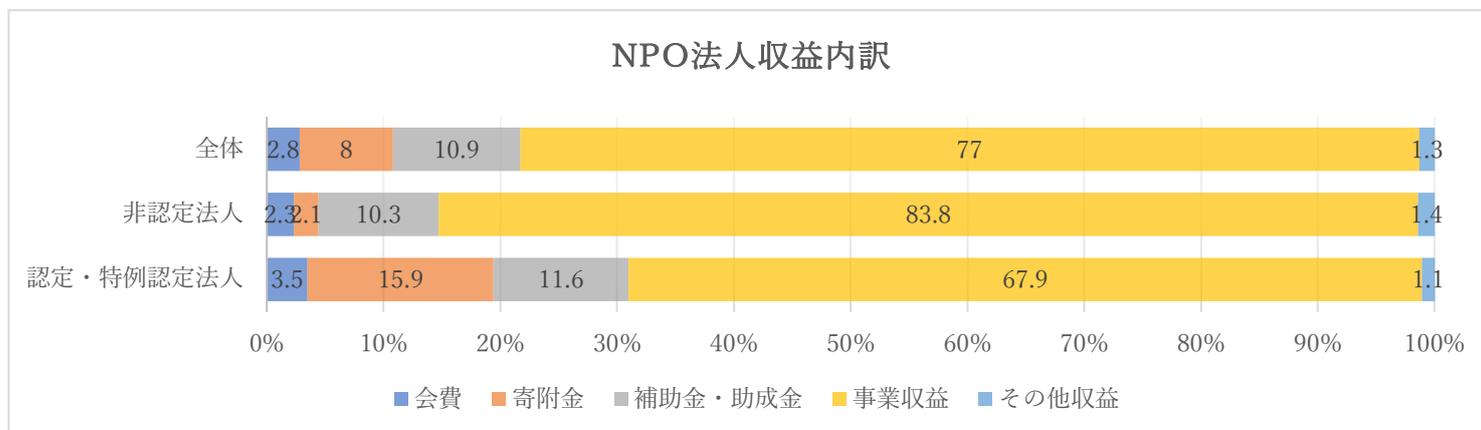
出版についても、販売すると儲け主義に思われるので売らないが寄付はいただくという方とかクラウドファンディングなどで資金を確保して出版するが販売はしないという人も多いです。でもそれほど間違っていると思います。人から悪く思われたくない、良い子主義だと思います。良い子主義では本を出すことだけが目的で、出すことで活動が終わるといったものが多い。良い本なので増刷してその効果をもっと高めるとか、他にもまだ良い本が出せそうだから継続的に様々な本を出版し、本の持つ効用をより高めるといったような考え方ではないのです。本を出すことが目的化しているのです。本を販売して資金を回収し、それを新たな本の出版に充てるなど継続性を考えた活動ではないのです。

このように、団体の活動自体が事業化に適していて、活動を継続して行うために必要がある場合は事業化を考えるべきです。

その他（バザーなど） その他には、事業とまでは言えないけれど、例えばバザーを行うとか人がたくさん集まるイベントで何かを販売して、その利益を活動費に充てるということもあると思います。カフェテラス倶楽部はイベントに協賛参加して、カフェテラスを開き、販売できる場合は販売することで活動費は賄っています。カンボジアにひろしまハウスを建設した団体はフラワーフェスティバルでパイナップルを販売して建設費の一部に当てるとかをされていたと記憶しています。皆さんの知恵と工夫で収入の足しにすることで、少々の事務管理費に充てることは十分可能です。

実際にNPO法人の財布の中身はどうなっているかというと、次の図のようになっています。法人団体は事業収益の割合が高くなっていることがわかります。

・平成29年度 特定非営利活動法人実態調査の結果について 内閣府HP



(4) た 「達成感と自己実現、人との出会いがご褒美」

我々はボランティアですので、お金などの具体的な見返りを求めてはいません。だから、何も得る物がないのかということそうではありません。具体的な見返り以上に豊かなご褒美がもらえるのです。例えば広島市ボランティア情報センター発行『ボランティアガイドブック』によると、

「さまざまなことが得られる」 ～ ボランティア活動は、社会的な課題に対して取り組む活動なので、その活動を通して感動や喜び、充実感、達成感などが得られたり、活動そのものが楽しみになることがあります。また、ボランティア活動を通じてさまざまな体験をしたり、人や社会、自分について新しく気づくことがあったり、知識や技術を学ぶこともできます。

ボランティアになることで得られるご褒美は、ここにある通りいろいろなまとめ方があると思いますが、このブックレットでは「達成感と自己実現、人との出会い」としておきます。

達成感 参加するごとに、イベント等が行われるごとに、大変な思いはするのだが、実際にやってよかった、何だかいい気持ちだ、本当に参加してよかったと思える、ということです。この達成感は皆さんもすでに経験のあることだと思います。

自己実現 最初の「あ」の熱い思いが活動の原点 で述べた通り、もともと活動を始める時に実は「自分の”想い”を実現していきたい、なりたい自分になっていきたい」と思って活動を始めたということなのです。そして、活動を通じて、その自分の思いを実現できたり、なりたい自分になっている、と感じられることで満足を得られるというものです。活動されている方は今まさに、自分を、自分の生活をデザインしている方なのです。そして、なりたい自分になるということは、大きく捉えると人生そのものの目的と言っていいのかもしれませんが。

人との出会い これがボランティアの真髄です。ボランティアをやっているといろいろな部門のいろいろな立場、いろいろな個性の人と出会うことになります。中でも同じコトをするボランティアは一体感を

持つことができる仲間です。例えば毎年の夏、基町の河岸で実施している「ポップラ劇場市民野外上映会」は毎年約50人のスタッフが参加します。そのスタッフには1年に1回しか会わないけれど、役目はそれぞれ違いがあるけれど、苦労を共にする仲間だ、と言える気持ちが生まれています。人と出会い、色々と物事を知ったり、違う立場の人と関わりを持ったり、同じコトをつくりあげる仲間ができたりするということがボランティアの本当の醍醐味なのです。至福と言ってもいいと思います。人はいろいろな人と出会うために生まれてきたと言ってもいいのですから。

ボランティアは、ラテン語のボランタス voluntas（自由意志）を語源としており、自発性に裏づけられた奉仕者、篤志家を意味するものだそうです。そんなボランティアの心得は

できる時に、できるコトを、できるだけ量、自らの意思で、責任を持って行う

ということです。大事なのは無理をしないということ、自分の自由意志で行うということ、そして、一定の責任はあるんですよ、ということです。

責任については少し異論のある方もあると思います。ボランティアでその日その場で与えられた作業を行うのに責任を感じていたら萎縮するし、やってられないと思う方もあると思います。ただ、ボランティアだから適当でいいとは誰も言わないと思います。与えられた仕事を適当な気持ちでやらない、真摯に真面目に向き合い、自分の行動に責任を持つという意味で責任は当然あるのです。

団体の活動であれば社会的な責任も出てきます。例えばイベントを催す時はちゃんと責任感を持って運営する必要がありますが、止むを得ずイベントを中止する場合は、その理由を明らかにし、お詫び等の始末をしっかりしないといけません。それは社会と関わりを持った活動を行う限りは、当然社会的責任も生じるということです。

あるとき、NPO法人雁木組に対して、広島の高名なある方から、ボランティアなんだから乗船料を安くしてよ、と言われたことがあります。この発言には困ったものだったのです。我々の価格設定はボランティアだから適当に決めているわけではありません。一応原価計算もしたうえで、できるだけ安い料金で乗船を楽しんでもらえて、かつ団体活動が継続できるようにと責任を持って決めたものです。実際のところ水上タクシーの運航事業だけでは毎年赤字でそれを賛助会費で黒字にしている状況です。決して儲かるわけではありません。簡単にまけてよと言わないでよ、というのが正直なところです。我々の知り合いだからその人だけ安くしたということでは他の人と比べて不公平だからできないのです。もしかしたら、ボランティア活動でお金儲けじゃないのだから価格設定はいい加減でいいじゃないかと思っているのかもしれませんが。乗船料を取ることで、ボランティア精神に反すると、昔ながらに思われているのかもしれませんが。市民団体の活動のあり方、また非営利ということがわかっておられないんじゃないかと考えます。

活動にあたっては団体の中で役割分担をして運営しているわけですが、コアメンバーの役割としては一般のボランティア参加の方よりもより大きな責任を持っています。団体をしっかり運営することも社会的責任をとることも主にはコアメンバーの責任になってきます。さらに、参加してくれるボランティアやスタッフにたくさんのご褒美を受け取ってもらうように運営することも大事な役目です。

(5) な 「名もなきヒーロー目指して、仲間を信じて活動する」

活動する上で大事なことは社会的地位は関係ないということです。役職が上だから、社会的地位の高い人だから役員になってもらうのではありません。役割にふさわしいからその役を分担してもらうのです。また、非営利市民活動団体の中では役割分担はあっても上下関係はないのです。

このことを前提として、名もなきヒーローを目指して活動しましょう。ここでいうヒーローですが、**黙々と、自分の役割を責任を持って果たし、ご褒美をもらう人がヒーロー**と考えます。こういう人が一番粋でかっこいい。ヒーローがたくさんいる団体はかっこいいのです。

さらに大事なことは仲間を信じるということです。市民活動は何らかの権威、権力を利用して活動の効果を出すのではありません、何よりも仲間を信じて運営し、その力で活動の効果を出すのです。

市民による活動の基本姿勢は以下の通りと考えます。

・「仲間を増やす魔法の杖はない、自分の足で歩く」

仲間がなかなか増えないとか、誰かいい人知らないとかよく聞かれます。でも結局、魔法の杖はないのです。やるべきことは、趣旨を明確にし、臆することなく、真摯に声をかけ、仲間を募り、裏切らないことです。こういう、ごく当たり前のことしかうまい手はありません。

・「できないことはできる人をお願いする」

例えば、書類作成・法律関係・デザイン・マネジメント・会計処理などなど、いざ自分でやろうとするとできないことが多いですが、仲間や知り合いの中に、必ずできる人がいるのです。できるはずがないと諦めないで仲間を信じてお願いする、または仲間でなくても友達スキルを活用することを考えましょう。

・「正攻法で正面突破。不公平は許さない。」

活動していると色々な場面で課題が現れて、何らかの権威や権力を頼もうかということになります。議員の先生とか行政の偉い人、知り合いの誰かに頼んで窮地を乗り越えたくりますが、これらはいずれも禁じ手です。コネのない団体に比べて不公平に優遇してもらおうということですから、これは悪いことなのです。こういう制度があるよとか、ここに相談すればあなた方だけでなくみなさんの相談に乗ってくれるよ、とかアドバイスすることまでは良いのですが、何らかの権威や権力を使って物事を為そうということは控えるべきです。

市民活動はあくまでも市民の力を信じて、市民活動を行う仲間の力で行動するものです。不公平は禁物です。あくまでも正攻法で正面突破で進んでください。

(6) は 「バトンタッチは10歳下で充分」

若者幻想は捨てよう

若い人の新鮮なアイデアが必要だから若い人、特に20、30代の人がいけないといけない、とか、後継ぎのことを考えると普段から若い人の参加が必要なので勧誘するんだがなかなか参加してもらえないとか言う人がいます。これはもうすでに常識と言ってもいいことなのでしょう。それを聞くと、もしかすると

我々の組織は不健全なのではないか、このままでは誰かに活動を継いでもらうことができないのではないかとか思ってしまい、焦ってしまいますが、こんな若者幻想は捨てましょう。

こう言ったからといって、若い人がいなくて良いとかいうものではありません。若い人にもぜひ参加してもらいたいのですが、若い人がいなければいけない、とは思わなくていいですよということなのです。

長い間活動している中で若い人、学生さんの参加をたくさん経験しました。元気がよく、捉われない新鮮な発想とか時代に則した考えとか素晴らしいことがある反面、若い人はそうはいつでも未熟で、学生さんと卒業すればそれっきり、働いている人もともすれば自分の仕事が忙しいというようなことがあり、続かないということもありました。若者なのにどこか保守的で常識の範囲でしか考えられない人も多いのです。これは当たり前で、若者だからみんな若者らしい発想をするということはないのです。そうでない人もたくさんいます。また、もっと言えば自分たちも若い時には自由な発想をして、新鮮な感覚を持っていたはずで、これらのことは時を経ると衰えてくるのかということ、実はそうではないのではないかと、思うのです。私も活動を始めたのは30代の前半でした。もっと中高年も自信を持っていいのではないかと思います。若い人に入ってきてもらう場合は彼らを育てようという気が我々にもあって、できるだけ彼らの発想を採用し、考えを実現させてあげたいとも思っている自分があります。そういうわけなので、若者幻想は捨てようではありませんか。60代以上の高齢者団体だって斬新な発想、社会への対し方はできるのです。でも若い人の参加は求め続けましょう、若い人を育てましょう。

誰かにあとを継いでもらいたいとは誰でも思うものですが、だから次は20代、30代の若者にやってもらうのかというとそうでなくていいのです。バトンタッチするのは10歳下の中高年で充分です。あと10年はやってもらえるじゃないですか。バトンはこんな感じで継いで貰えばいいのです。

(7) ま 「マナーを恐れるな、マナーも100年経てば伝統になる」

幻想といえば新機軸幻想というものもあると思います。3年同じことをやっていると「もしかしたら自分たちはマナーになっているのではないかと疑心暗鬼になったり、新しいことを加えないと参加者が減ってくるのではないかと心配したり、常に何か新機軸を加えないと進歩がないとアドバイスする人がいたりします。でも、こんなことを言う人が特別優れているわけではありません。常識なのです。そして、こんな常識はまず疑った方がいいのです。例えば、昔ながらの行事やお寺の祭礼などは何百年も同じことをやり続けています。誰も新機軸を出せなどとは言いません。逆に、変えないことを誇らしく思ったり、伝統が残っていることを自慢したりします。マナーも100年経てば伝統になるのです。

だから変えない方が良いと言っているわけでもありません。「不易流行」という言葉がありますが「不易」はいつまでも変わらないこと、「流行」は時代々々に応じて変化することを言い、いつまでも変化しない本質的なものを忘れない中にも、新しく変化を重ねているものをも取り入れていくことが芸道の道であるという言葉です。我々の活動もこういうことではないかと思うのです。いつまでも変化してはいけない本質的なものを守りつつ、時代時代に応じた対応をしていくことが必要だと思います。いつも新機軸を求めるのではなく、本質的なコンセプトは持続させる。そうした中で時代に応じた変化も取り入れていきながら、一番大事なことは活動を続けていくことではないかと思うのです。

不易流行(ふえき-りゅうこう) 三省堂 新明解四字熟語辞典

いつまでも変化しない本質的なものを忘れない中にも、新しく変化を重ねているものをも取り入れていくこと。また、新味を求めて変化を重ねていく流行性こそが不易の本質であること。蕉風俳諧(しょうふうはいかい)の理念の一つ。解釈には諸説ある。▽「不易」はいつまでも変わらないこと。「流行」は時代々々に応じて変化すること。

それでは我々の市民活動で重要なコンセプトとは何かというと次の通りだと思います。

非営利市民活動のコンセプトは自活、自立、持続の3G

自活 おのずから活動すると読みます。誰かに言われたからでなく、自分の意志で活動するという意味です。当たり前ですね。

また、**みずから活動する**と読むこともできます。これは、誰かにやらせる、やってもらうではなく自分が活動するということです。運動するのではなく、活動することが我々の本旨です

自立 組織面でも財政上も自立する必要があります。よく協働あるいは共助と言われるますが、本当の意味での「協働」は市民団体が自立して初めて可能になるのです。

持続 まず10年、さらに続けて20年、30年と引き継いでいくことが一番大事です。何しろ活動は活きいきと動くことをやめたら活動ではなくなります。また、我々の活動は終わりのないミッションが多いのです。その上、止めれば何も残らない場合が多い。したがって10年、20年、30年と活動を持続することが大事なのです。

そのためには、良いとこ取りの一発100点を狙うのではなく、1点を100年積み重ねる姿勢が必要です。そうしながら誰かの心に残る、風景のように積み重ねた時の香りが感じられる、後の日にも残る活動を目指しましょう。街の風景になることが我々の目標です。

(8) や 「やってみせれば行政はついてくる」

この言葉はオリジナルな言葉ではなく、徳島市で活動する「新町川を守る会」の中村英雄さんの言葉です。行政の支援や協力を要請し、それを受けて活動するのではなく、市民の側がまず動き、やってみせれば行政がそれを政策として取り上げるんだという意味です。

「新町川を守る会」は約30年前に「市民の汚した川は(行政にきれいにしろと言うのではなく)市民の手できれいに再生しよう！」という考えで発足し、以来、活動の幅を広げながら、今も輝く活動をされています。この心意気、頼らない態度、自分たちで取り組む姿勢は市民活動の手本になるものだと思います。

これと関連した話では行政との関係があります。これについては「**行政とは是々非々で**」が基本です。ただし、行政と付き合う必要がなければ付き合わなくてもいいのです。普通に活動するだけであればことさら行政を意識する場面は少ないと思います。行政と付き合う場面を整理すると、会場使用などの許可をもらったり、資金などの支援・援助を求めたり、協働で仕事をするパートナーだったりするのですが、その時々に応じて、是々非々で対応するべきなのです。協力するときは協力するが、行政の態度がおかしいと感じたときはおかしいと言える間柄になっていなくてはいけません。大事なことは組織的

にも財政的にも自立するという事です。おかしいと思っても支援してもらっているから文句も言えないという間柄にならないことが必要です。本当の意味での、対等な立場での「パートナー」となれるようにすべきです。また、市民として健全な批判精神は忘れてはいけません。

(9) ら 「楽もなければ、苦もなし」

「た」の項でも述べましたが、ボランティアには与えられた仕事を適当な気持ちでやらない、真摯に真面目に向き合い、自分の行動に責任を持つという意味での責任があり、NPOには社会的活動を行うという意味で社会的責任があるのです。さらにコアメンバーには、団体をしっかり運営し、その社会的責任を果たすという使命があるし、参加してくれるボランティアスタッフにたくさんのご褒美を受け取ってもらうようにするという大事な役目もあります。これは決して楽ではなく、心身ともに疲れる場面もあるのですが、それでも、苦ではないと思えます。もし、活動することが苦だと思えば活動するわけがありませんし、活動してはいけません。家庭や仕事とは違うところで、達成感や自己実現、人との出会いといったご褒美を貰うために活動するのですから、それが苦だと思える場合は活動をキッパリとやめるべきです。

(10) わ 「ワイドな活動のために法人化を考える」

団体が何らかの財産を持つ或いは収益事業を行う場合は法人化を考えるべきです。ご存知の通り、任意団体の場合は団体の財産も実は個人の財産であり、収益事業による収入は個人のものとなります。その場合、例えば代表が交代するときなどはとっても面倒なことになります。法人格取得のメリットについては一般法人法を所管する法務省とNPO法を所管する内閣府がそれぞれ以下のような説明をしています。

法人格取得のメリット

○法務省 「新非営利法人制度」パンフレット

1 団体名義で銀行口座の開設や不動産などの財産の登記、登録が可能となります

代表者や構成員の名義のままでは、代表者等の死亡や交代毎に名義の書き換えを余儀なくされるほか、内紛が生じた場合には、団体の固有財産と代表者の個人財産との分別が不明確になりやすく、トラブルが一層深刻となる恐れがあります。

2 私法上の取引主体としての地位が確保され、法人と取引関係に立つ第三者の保護を図ることができます

登記のない団体と取引をする場合、代表者の資格の確認方法が一義的でなく、相手方にとって、団体との取引であるのか、代表者個人との取引であるのかが不分明となる恐れがあります。

○内閣府 「特定非営利活動促進法のあらまし」

法人格の取得により、団体名義での契約締結や、土地の登記などで、団体がいわゆる「権利能力の主体」となり、団体自身の名義において権利義務の関係を処理することができます。

今のところ別に不便はないし、面倒臭そうだし、メリットも感じないという方も多いと思います。財産と言えるものがなく、みんな仲良く活動しているし、銀行口座も何とか持つことができたのでという場合はそれで済むと思いますが、ずっと今のままでいけるかというと往々にしてそうではない場合があるのです。団体の中で対立が起こることはよくあります。その場合、このテントはみんなで買ったものだからあなたのものじゃないのに勝手に使うのはけしからんと言われることがあります。悪気はないけど団体のお金と個人のお金が不明確になる場合もよくあって、揉めるときは揉めるものです。あるいは、もう少し予算を確保して活動の幅を広げたいということがあります。廃棄食材の配布をしているが食材がまだたくさんあるので簡単な食堂をオープンさせ、放課後児童の居場所づくりもやりたいという場合など、今よりもっとワイドに活動を充実させたいと思われるときは法人格取得を考えるべきでしょう。また、対外的に団体として収益事業を行う場合は必ず法人格取得を考えるべきです。収益を個人の収益として申告することは困難です、また支払うべき税金は納めなくてはなりません。

NPO 法人か一般社団法人か

法人格取得を意図する場合、現状では多くはNPO法人か一般社団法人かという選択になります。一般社団法人はまだ馴染みが少ないかもしれませんが、こちらを選ばれる方が増えています。

参考資料(3)のグラフにある通り、NPO法人数は2015年以降5年間、51,000法人程度で安定しています。一方、一般社団法人は2015年には23,468団体でしたが2018年には39,700団体まで急増しています。3年間で約1.7倍増加したことになります。

一般社団法人・一般財団法人（内閣府HPより）

・・剰余金の分配を目的としない社団又は財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記）により簡便に法人格を取得できる一般的な法人制度です。法人の自律的なガバナンスを前提に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律において法人の組織や運営に関する事項が定められています。

両者の違いを簡単に比較すると次表の通りです。（詳しくは、参考資料(1)「非営利法人比較表」参照）結論的には、何らかの収益事業をするのであれば、初期の設立費用はかかりますが、毎年の税金は両者とも同じ取り扱いになるので一般社団法人の方が良いと思います。

収益事業を行わないのであれば、一般社団法人では毎年の税金が負担になるかもしれません。この場合はNPO法人を選ぶことになるでしょう。この毎年の費用が負担でないのなら一般社団法人の方が良いと思います。

	NPO 法人	一般社団法人	備考
立上げ易さ	×	○	立上げ人数、要する時間に差がある
立上げ経費	○ 法定経費無し	× 11万円程度	
運営経費	○（×）なし	×	収益事業を行う場合は同じ 71,000+所得税
所轄庁の監督	× 監督を受ける	○ 監督は受けない	NPO法人は報告義務あり

3 参考資料

(1) 非営利法人比較表（詳細版）

法人		NPO 法人	認定 NPO 法人	一般社団法人 (非営利型*)	一般財団法人 (非営利型)
根拠法		特定非営利活動促進法		一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	
目的事業		特定非営利活動(20 分野) 他に収益事業可		制約なし 公益事業、収益事業、共益事業等可	
設立方法		(1)所轄庁認証 (2)登記*書類提出 から4,6ヶ月	要件を満たすものを 所轄庁が認定	(1)公証人役場が定款認証 (2)登記 *書類提出から1,2ヶ月	
設立 (認 定)要 件	社員	社員 10 人以上	・ PST 要件 ・ 共益的活動割合 5	社員 2 人以上	設立者 1 名以上(兼 務可),社員 7 人以上
	役員	理事 3 人以上, 監 事 1 人以上	割未満 ・ 設立の日から 1 年 以上経過	理事 3 名以上(親族等であ る理事の合計が総数の 1/3 以下の規定有り)	理事 3 人以上,評議 員 3 人以上,監事 1 人以上
	その他	・ 報酬を得る役員 1/3 以下	・ その他 (運営等が 適切であること等)	理事会設置型は理事 3 名以 上監事 1 名以上	基本財産 300 万以 上(設立者が抛出)
法人税・事業税		収益事業のみ			
県市 民税	法人税割 均等割*_	適用(市 5 万,県 2.1 万) 収益事業を行わない場合は減免有		適用(市 5 万,県 2.1 万)	
税の寄付控除* (4 項目)		△*=個人譲渡所得 税のみ控除有	○ *特例認定は個人 相続財産寄付控除無	△*	△*
見なし寄付金		ー	○ 特例認定は無し	ー	ー
法定設立費用		無料	二	・ 定款認証費用 5 万円 (別途収入印紙 4 万円電 子定款の場合は不要) ・ 登録免許税(登記手 数料) 6 万円 法人実印も必要	
所轄庁の監督		受ける(要報告)		なし	
組織		・ 社員総会 ・ 理事会 ・ 理事 ・ 監事		(1)社員総会+理事 (2)社員総 会+理事+監事 (3)社員総会+ 理事+監事+会計監査人 (4)社 員総会+理事+理事会+監事 (5)社員総会+理事+理事会+ 監事+会計監査人	(1) 評議員+評議員会 +理事+理事会+監事 (2) 評議員+評議員会 +理事+理事会+監事 +会計監査人

・ **非営利型社団・財団法人** 一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人を除く）のうち、次に掲げる法人をいう。

非営利性が徹底された法人 - その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であって、その事業を運営するための組織が適正であるものとして**政令**（法人税法施行令3条1項）で定めるもの

共益的活動を目的とする法人 - その会員から受け入れる会費により当該会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であって、その事業を運営するための組織が適正であるものとして政令（法人税法施行令3条2項）で定めるもの

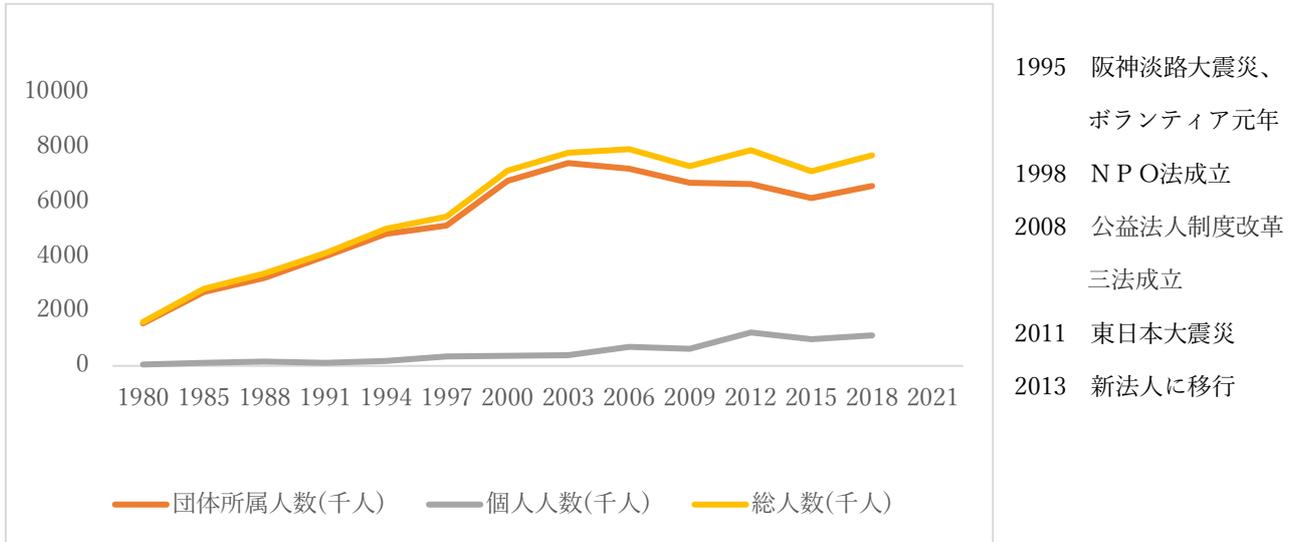
・ **公益法人認定法** 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」

(2) 公益法人・認定 NPO 法人認定要件

	公益社団法人・財団法人	認定（特例認定*）特定非営利活動法人
認定に必要ない要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益目的事業比率が50%以上 ・ 収支相償であると見込まれる ・ 遊休財産額が一定額以下 ・ 事業を行う「技術的能力」がある ・ 相互に密接な関係にある理事・監事が総数の1/3を超えないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ PST 要件* ・ 共益的活動の占める割合が50%未満 ・ 運営組織及び経理が適切であること ・ 事業活動の内容が適正であること ・ 情報公開を適切に行なっていること ・ 事業報告書等を提出していること ・ 法令違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと ・ 設立の日から1年を超える期間が経過していること <p>※認定の有効期間は5年間</p> <p>※特例認定は、PST要件を除く（有効期間3年）</p>
手順	民間有識者による第三者委員会審査を経て、内閣府又は都道府県が認定	所轄庁（都道府県、政令指定都市）が認定（特例認定）
その他	<p>*特例認定 NPO 法人 設立初期の NPO 法人には財政基盤が弱い法人が多いことから、スタートアップ支援。設立後5年以内の NPO 法人のうち、運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき、<u>要件からパブリック・サポート・テスト(PST)を免除し一定の基準に適合した場合は税制上の優遇措置が認められる「特例認定」を1回に限り受けることができます</u></p> <p>*パブリック・サポート・テスト(PST) <u>広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準判定に当たっては「相対値基準」「絶対値基準」「条例個別指定」のいずれかの基準を選択</u>できます。</p> <p>相対値基準 実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であることを求める基準です。(※)</p> <p>絶対値基準 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数が、年平均100人以上であることを求める基準です。</p> <p>条例個別指定 認定 NPO 法人としての認定申請書の提出前日までに、事務所のある都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていることを求める基準です。ただし、認定申請書の提出前日までに条例の効力が生じている必要があります。</p>	

(3) NPO、ボランティアの実態

・ボランティア人数の現況及び推移（「地域福祉・ボランティア情報ネットワークHP」平成30年4月現在）

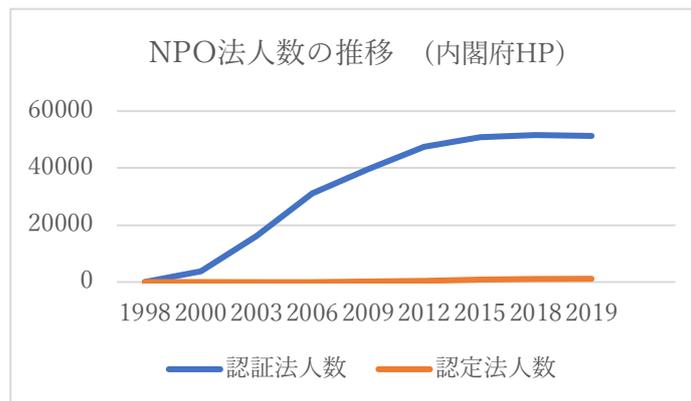


・ボランティア 団体数の推移（「地域福祉・ボランティア情報ネットワークHP」平成30年4月現在）

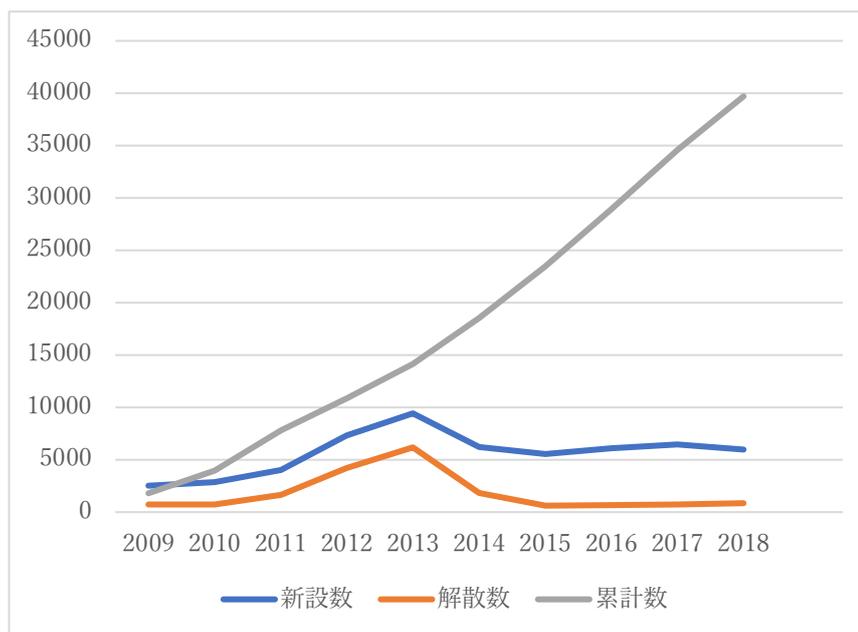


・NPO 法人数の推移 内閣府HP

・51,421 法人
(2019年9月30日)

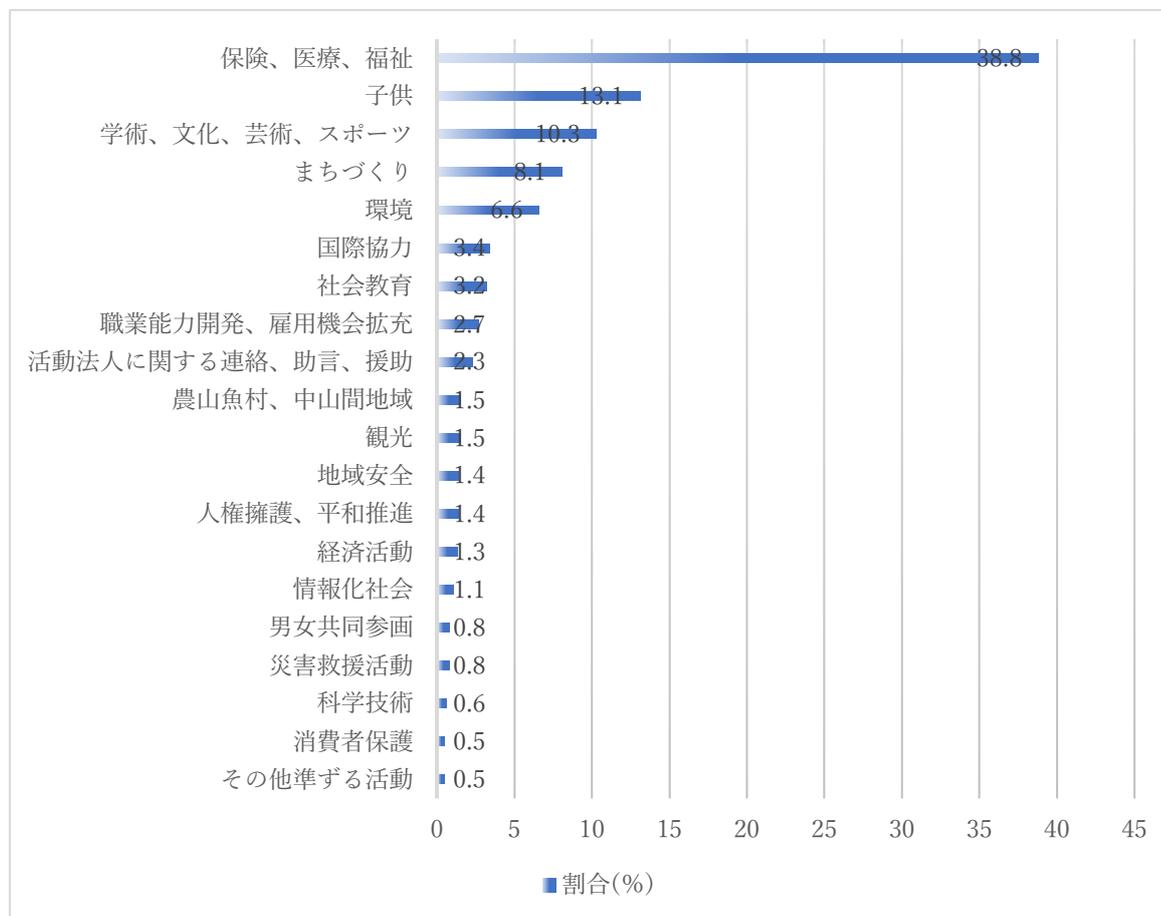


・一般社団法人登記数の推移（法務省統計）



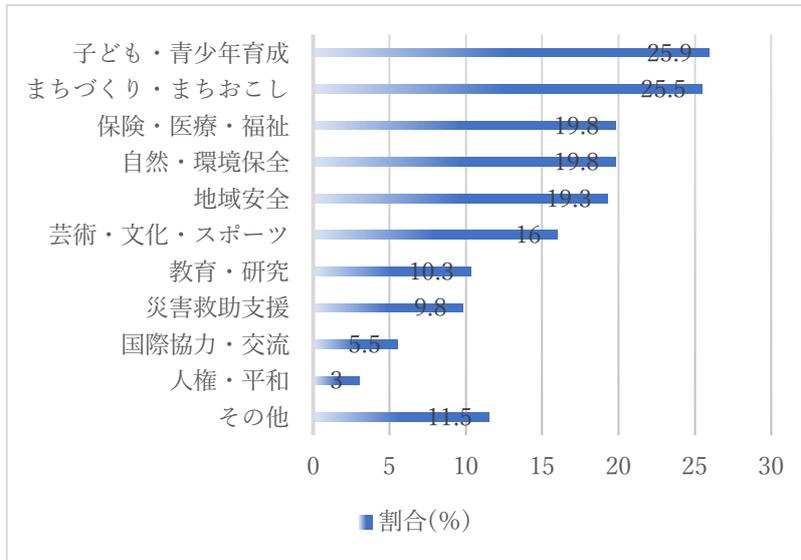
・NPO 法人の主な活動分野割合(認定 NPO 法人含む) NPO 法人実態調査(29 年度)内閣府 HP

ボランティア活動に参加した分野 (n=642) ※対象:平成 27 年にボランティア活動を「したことがある」と回答した人

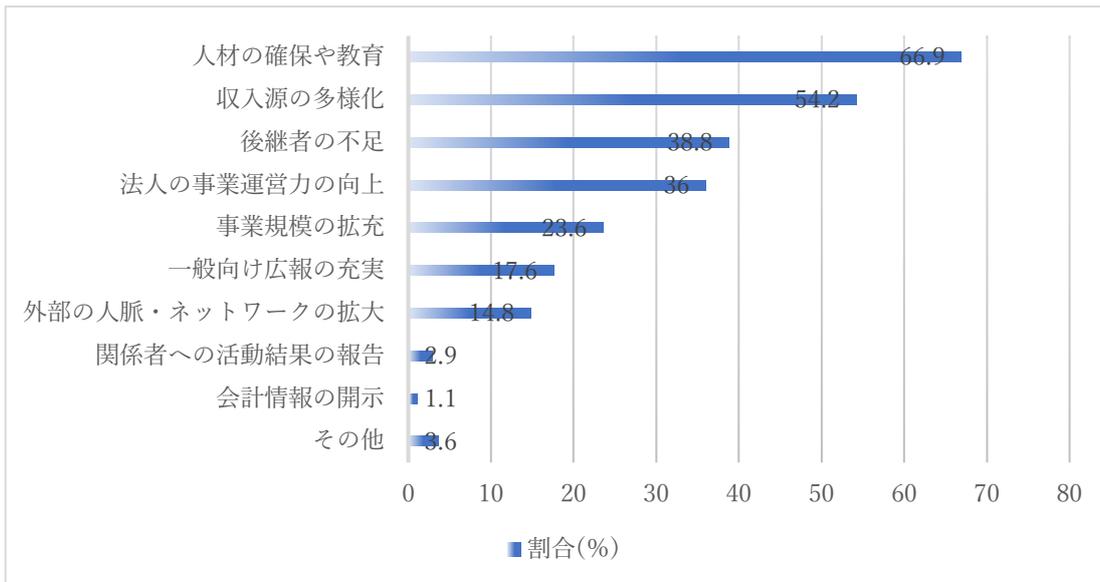


・ボランティア活動に参加した分野 (n=642) 市民の社会貢献に関する実態調査 報告書 H 28 年度 内閣府

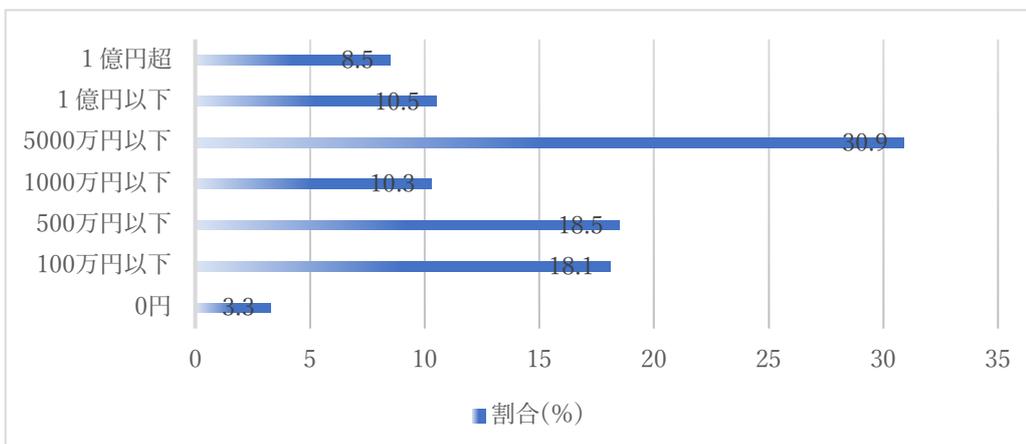
※対象:平成 27 年にボランティア活動を「したことがある」と回答した人



・NPO 法人の抱える課題(回答 3 つまで)母数 3432 団体 NPO 法人実態調査(29 年度)内閣府 H P



・NPO 法人の特定非営利活動事業の収益額 NPO 法人実態調査(29 年度)内閣府 H P



(4) 非営利市民活動の経緯

1951(S26)年	社会福祉事業法成立
1994(H6)年	広島アジア競技大会、一館一国・地域応援事業
1995(H7)年1月17日	阪神・淡路大震災発生 * ボランティア元年：地震発生後13カ月で140万人が活動
1996(H8)年12月	「市民活動促進法案」第139回国会提出(議員立法)以後、継続審議
1998(H10)年3月19日	衆議院にて「特定非営利活動促進法(NPO法)」が可決成立(同年12月1日施行)
2001(H13)年10月1日	認定特定非営利活動法人制度(認定NPO法人制度)の創設(平成13年度税制改正)
2002(H14)年12月11日	改正NPO法の成立(翌年5月1日施行) ※活動種類の追加、暴力団を排除措置の強化等
2003(H15)年4月1日	認定NPO法人制度の大幅拡充(平成15年度税制改正)
2004(H16)年12月24日	「今後の行政改革の方針」(新行革大綱)閣議決定※公益法人制度改革の基本的枠組具体化
2005(H17)年4月1日	認定NPO法人制度の認定要件の緩和(平成17年度税制改正)
2006(H18)年4月1日	認定NPO法人制度の認定要件の大幅緩和(平成18年度税制改正)
5月26日	公益法人制度改革関連3法案成立
2008(H20)年4月30日 12月1日	認定NPO法人の認定要件の大幅緩和(平成20年度税制改正)
	公益法人制度改革三法成立 * 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(一般法人法)、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(公益認定法)、「(それらの法律の)施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(整備法)
2011(H23)年3月11日	東日本大震災
6月15日	改正NPO法の成立(翌年4月1日施行) ※NPO法人に関する事務を地方自治体で一元的に実施、制度の使いやすさと信頼性の向上のための見直し、認定制度の見直し(仮認定制度の導入等)等
6月30日	認定NPO法人の認定要件の大幅緩和(平成23年度税制改正)
2012(H24)年4月1日	改正NPO法の施行
2013(H25)年11月30日	既存法人の新法への移行期間終了日
2016(H28)年6月1日	改正NPO法の成立(施行は、公布の日、公布から1年以内の政令で定める日(平成29年4月1日)、公布から2年6月以内の政令で定める日(平成30年10月1日)) ※認証申請書類の縦覧期間の短縮等、貸借対照表の公告規定を新設(登記事項から「資産の総額」を削除)、事業報告書等の備置期間の延長、海外送金に関する書類の事前提出制度の見直し「仮認定特定非営利活動法人」の名称を「特例認定特定非営利活動法人」へ変更等
6月7日	改正NPO法の公布